



広報

FUKAURA

ふかうら

No.387

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

軽自動車税の減免申請は 5月24日（月）まで

身体等に障がいのある方のために軽自動車等を使用する場合、申請によって軽自動車税が減免されます。5月24日（月）までに役場税務課、大戸瀬支所または岩崎支所に申請してください。

◆対象となる障がいの等級

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳障がい名によって対象となる等級が異なります。詳しくは問合せください。

・療育（愛護）手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳の等級「1級」の方。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・運転する方の運転免許証
- ・軽自動車納税通知書
- ・認印

※生計を一にする方、または常時介護者が専ら障がいのある方のために軽自動車等を使用する場

合も対象となります。

※申請は障がいのある方1人につき1台です。自動車税（県税）の減免申請をする方は該当となりません。

※車いす昇降装置などを装着した特別の仕様の軽自動車で、専ら障がいのある方のために使用する場合も対象となります。

□問合せ先

税務課 税務係

Tel 74-2114

納税のお知らせ

5月31日（月）は、固定資産税（1期）及び軽自動車税（全期）の納期限です。納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付されなかった場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

□問合せ先

税務課 収納係

Tel 74-2114

令和3年 経済センサス活動調査 にご協力ください

令和3年経済センサス活動調査が6月1日現在で行われます。

本調査は、我が国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を明らかにすることを目的とした調査で、全国のすべての事業所及び企業が対象となります。

調査の実施にあたっては、本年5月から6月にかけて調査員がお伺いします。回答は、インターネットで行うか、紙の調査票を調査員に渡していただく方法で行えますが、ぜひ、かんたん便利なインターネットでお願いします。

なお、ご回答いただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、調査の意義・重要性をご理解いただき、ご協力をよろしく願います。

□問合せ先

総合戦略課 企画調整係

Tel 74-2122

家庭から出る 「一般」ごみについて

春の異動や就職等により新たに深浦町民になられた方も、そろそろ新しい環境に慣れてきた頃かと思えます。

ここで、町指定ごみ袋と家庭から出る一般ごみについて、確認も兼ねて説明しますので、参考にしてください。

◆一般ごみの処理について

一般ごみの処理は鱈ヶ沢町と共同で組織する西海岸衛生処理組合がおこなっています。また、焼却・分別は当町の晴山地区にあるエコクリーン「アファイ」で行っています。「アファイ」の名は当時、西海岸衛生処理組合を構成していた「鱈ヶ沢町・深浦町・岩崎村」の頭の一字をとったもので、公募により小学生が応募したものが採用されました。

◆町指定ごみ袋について

指定ごみ袋には、「袋の原価」、「売上」のほか「ごみ処理手数料」が上乗せされています。このこと

により、ごみを多く出す方が多く処理手数料を負担する公平な制度になっていきます。

ごみ袋そのものは、鱈ヶ沢町とほとんど差がありませんが、ごみ処理手数料は町のごみの処理に使用される大事な財源となっています。そういった点でも『鱈ヶ沢町指定』のごみ袋は深浦町では使用できません。

◆分別について

町で配付している「ごみの分け方・出し方」を見ると「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」のほか「資源ごみ」が細かく分類されています。

これは「容器包装リサイクル法」に基づくもので、家庭ごみの6割を占める容器包装をリサイクルしてごみの量を減らそうということです。

ここでいう「容器包装」ですが、例えば洗剤なら必要なのは洗剤で容器はその入れ物です。家電を買った場合はダンボールや緩衝材は包装であり、普通は必要ありません。もう一つ。プラスチック製のコップはどうでしょう？

この場合必要なのはコップです。コップが入っていた厚紙が包装になります。それぞれの素材も混ぜてしまうとリサイクルできません。

『混ぜればごみ 分ければ資源』

生ごみの水分を切る・コンポストでたい肥化する・かさばるものは圧縮する・細かくする：などやり方次第で使用するごみ袋が減らせます（減量化）。

ごみの出し方を工夫しましょう！

□問合せ先

町民課
Tel 74-2115

自動車税種別割の グリーン化制度について

自動車環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その排出ガス性能及び燃費性能に応じて税率を軽減（軽減課）し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大き

い自動車については税率を重く（重課）する制度が実施されています。

なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに初回新規登録する自家用の乗用車について、グリーン化特例（軽減課）の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

詳しくは、県ホームページ「県税・市町村税インフォメーション」(<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)をご覧ください。

□問合せ先

西北地域県民局県税部
納税管理課

Tel 0173-3413141



**(仮称) 青森西北沖(南側)
洋上風力発電事業 計画段階
環境配慮書の縦覧について**

つがる市、鱈ヶ沢町の沿岸域及び沖合において計画している風力発電事業に関して、計画段階における配慮事項をとりまとめた「計画段階環境配慮書」を次のとおり縦覧します。

◆縦覧書類

(仮称) 青森西北沖(南側) 洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書

◆事業実施想定区域

つがる市、鱈ヶ沢町の沿岸域及び沖合

◆縦覧場所

役場2階 総合戦略課

大戸瀬支所及び岩崎支所

※インターネットによる電子縦覧も左記事業者ホームページにて行います。

<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/aomoriseihokul.html>

◆縦覧期間

5月25日(火)～6月24日(木) 8時15分～17時

(土日・祝日を除く)

◆意見書受付期間

5月25日(火)～6月24日(木)

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、6月24日(木)までに問合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

□問合せ先

〒141-0032
東京都品川区大崎1-6-1
TOC大崎ビルディング
コスモエコパワー株式会社内
青森西北沖洋上風力合同会社
担当：竹内、三輪

Tel 03-5487-8561

**(仮称) 青森沖洋上風力
発電事業計画段階環境配
慮書の縦覧について**

つがる市、鱈ヶ沢町及び深浦町の沖合において計画している風力発電事業に係る「計画段階環境配慮書」について、環境影響評価

法及び関係省令に基づき、次の通り縦覧しています。

◆縦覧場所

役場2階 総合戦略課
大戸瀬支所及び岩崎支所

◆縦覧期間

5月13日(木)～6月12日(土)
※土、日、祝日を除く

◆縦覧時間

8時15分～17時

◆意見書

環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、6月12日(土)までに、意見書に氏名、住所および意見をご記入の上、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、または問合せ先へ書簡にて郵送(当日消印有効)によりお寄せください。

◆電子縦覧

<https://venaenergy.co.jp/1545>

□問合せ先

日本風力エネルギー株式会社
(風力事業開発部)

高橋、石田、長岡)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-10-4

オークラプレステージタワー17F

Tel 03-6452-9410

(土、日、祝日を除く9時～17時)

**ドラマリーディング公演
「あらしのよるに」を開催
します**

食う者/食われる者という関係を超えたオオカミとヤギの友情を描く大人気絵本シリーズを朗読します。音楽や照明を交えた臨場感あふれる舞台です。構成・演出…長谷川孝治。

◆日時

6月19日(土)、6月20日(日) 14時(途中休憩あり)

◆場所

青森県立美術館シアター

◆お申込み

6月18日(金)まで(予約サイトまたは電話で受付)

◆料金

一般800円、高校生以下300円(別途手数料がかかります)

□問合せ先

県立美術館HP

(www.aomori-museum.jp)

県立美術館

Tel 017-783-5243

**マイクロバスを
売払います**

町では、左記公用車を一般競争入札により、売払います。

◆入札に付する物品及び予定価格

- 登録番号
 - ・青森200 さ 758
- 車両名
 - ・三菱 ローザ
- 初年度登録年月
 - ・平成20年3月
- 乗車定員
 - ・29名
- 車台番号
 - ・BG64DG1700101
- 総排気量
 - ・4.89L
- 燃料の種類
 - ・軽油
- 累計走行距離
 - ・449,000km
- （令和3年4月23日現在）
- 車検満了日
 - ・令和3年4月23日

- 最低入札価格**
 - ・200,000円（税抜）
- 最低契約価格**
 - ・220,000円（税込）

◆入札参加資格制限

- （1）入札に参加する者は、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。
 - ・深浦町に所在する法人
 - ・深浦町に居住する個人
- （2）次に掲げる者は、前項の要件を満たしていても、入札に参加することはできません。
 - また、代理人としても参加することはできません。
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び、同第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった日から3年を経過していない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び第6号に規定する団員または暴力団員が実質的に経営を支配している会社等

◆事前車両確認

当該車両公開を次のとおり実施します。
なお、事前公開に参加せず入札に参加する場合も、事前公開における車両について了知しているものとみなします。

◆日時

- ・5月20日（木）
9時～11時30分

◆場所

- ・役場 深浦町重機車庫

◆入札の日時及び場所

- （1）日時
5月25日（火）10時
- （2）場所
役場2階 中会議室

◆落札者の決定

予定価格以上の者のうち最高金額のものを落札者として決定します。

なお、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、くじで決定します。

◆入札保証金

免除とする

◆契約書作成の要否

要

◆契約保証金

契約金額の100分の5以上の金額とする。

◆契約の締結

落札の日から5日以内とする。

◆売買代金の納入

町が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに全額納付すること。

◆留意事項

- （1）落札に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （2）代理人が出席する場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札に参加する資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 物品の引渡しは、代金納入後町指定保管場所において行う。

(5) 車検及び自賠責保険切れの物品のため、車両運搬方法にも十分注意し積載車等により運搬することとし、引渡後の車両事故・故障等については購入者の責任となります。

(6) 当該物品の引渡し後に発生する必要経費（当該物品の運搬費用、車検費用、自賠責保険料、名義変更、ナンバー変更ほか）及び危険負担については、全て購入者側の負担とし、名義変更等速やかに行いそれを証明するものを提出すること。

(7) 当該物品は、現状引渡しとなりますので事前車両確認をお願いします。

□問合せ先

財政課 施設管理係
Tel 74-2113

業務によって新型コロナウイルス感染症に感染した場合、労災保険給付の対象となります

新型コロナウイルス感染症について、感染経路が業務によることが明らかな場合や、感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合には、労災保険給付の対象となります。

※複数の感染者が確認された労働環境下での業務、顧客との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務など。

医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります。

受けられる労災保険給付には次のものがあります。

- ・療養補償給付（労災指定医療機関での治療または労災指定医療機関以外での治療費）
- ・休業補償給付（療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合の給付）

具体的なご相談は、五所川原労

働基準監督署へご連絡ください。

※ご相談は匿名でも承っておりますので、まずはご相談ください。

□問合せ先

五所川原労働基準監督署
Tel 0173-3512309

鯨ヶ沢警察署から「警察官A採用試験」のご案内

大学卒業（見込）者を対象に警察官Aの採用試験を行います。試験日程、受験資格等は次のとおりです。

◆受験職種

警察官A（平成元年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者または令和4年3月31日までに大学卒業見込みの者）

◆受付期間

～6月18日（金）

◆第一次試験

7月11日（日）

【青森市、八戸市、弘前市、さいたま市】

◆第一次試験合格発表予定日

7月16日（金）（予定）

◆第二次試験

8月下旬【青森市】

◆最終合格発表

9月上旬

※詳細については試験案内（申込書）をご確認ください。5月7日（金）から配布予定です。




□問合せ先

鯨ヶ沢警察署
Tel 0173-721151
深浦交番
Tel 74-2007



深浦町防災訓練に参加をおねがいます！

- 実施日時 5月26日（水） 10時～10時20分
- 場 所 深浦町全域（お近くの避難場所へ避難してください。）
- 訓練内容 「地震・津波からの避難訓練」

	情報伝達内容	行 動	予定時間
①	・緊急地震速報 （放送により「サイレン」と「大地震です。」の放送）		10:00
②	・大地震発生（各自、身を守る行動）		10:00
③	・大津波警報発令 （放送による「サイレン」及び「大津波警報発令」の放送） ・緊急速報メールによる情報提供		10:03
④	・訓練終了の合図（放送）により防災訓練を終了		10:20

なお、感染症予防の観点から次のことについてご協力をお願いします。

○発熱など風邪に似たような症状がある場合は、参加を自粛する。

○参加する場合は、マスクを装着し適切な距離を取る。

□問合せ先 総務課 消防防災係 TEL 74-2112 内線222・223

特定計量器定期検査のお知らせ

特定計量器（ハカリ）の定期検査を次のとおり実施します。この検査は、計量法に基づき2年に1回実施されるもので、取引や証明に使用するハカリが対象となります。検査を受けないで取引や証明には使用できませんので必ず検査を受けましょう。

なお、検査には手数料がかかります。対象となり得る方にはハガキで通知しますが、最近新たに購入した方や、お手持ちのハカリが検査対象か不安な方は下記問合せ先にご連絡ください。

◎検査日時及び場所

日 時	場 所
6月7日（月） 13時～15時	ふれあいと創造の館
6月8日（火） 9時30分～12時、13時～14時	深浦町役場
6月9日（水） 9時30分～12時	農村環境改善センター

◎検査対象計量器

取引（営利目的）や証明（報告等証明行為にあたるもの）に使用しているハカリ

※ただし、精米に使用する計量器で生産管理システムに組込まれている「自動はかり」の場合は対象外となります。

◎検査手数料 ハカリの種類によって250円から51,200円

◎検査所要時間 約5分程度 ※検査の順番については先着順となります。

◎持参するもの ハカリ・検査手数料・郵送されたハガキ

□問合せ先 観光課 TEL 74-4412

一般社団法人青森県計量協会 TEL 017-729-1703

東京2020オリンピック聖火リレーについて

■本県日程

6月10日（木）、6月11日（金）（2日間）

■本県ルート

14市町村15区間の計36.9km

【6月10日】

弘前市、西目屋村、平川市、黒石市、つがる市、五所川原市、今別町、
青森市（セレブレーション会場：青い海公園）

【6月11日】

むつ市、十和田市、三沢市、おいらせ町、階上町、十和田市（十和田湖）
八戸市（セレブレーション会場：館鼻漁港）

県内聖火リレー当日は、コース周辺でかなりの混雑が予想されます。そのため、聖火ランナーや観覧客の方々の安全を考慮して、「コース周辺における【大規模な交通規制】や迂回路の設定」「イベント会場における【手荷物検査】等の実施」「コース周辺上空における【ドローン飛行の禁止】の設定」などの措置を予定しています。

大変ご迷惑をおかけしますが、聖火リレーを安全、かつ楽しく行うために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

東京2020オリンピック聖火リレールート周辺では、ドローンは禁止です。聖火リレーが行われる当日、聖火リレールートとその周囲おおむね300メートルの地域の上空では、重さや大きさに関わらず全てのドローンの飛行が禁止されます。

青森県内の聖火リレーの日程とドローンの飛行が禁止されるエリアは次のとおりです。

6月10日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県弘前市聖火リレールート ・青森県中津軽郡西目屋村聖火リレールート ・青森県平川市聖火リレールート ・青森県黒石市聖火リレールート ・青森県つがる市聖火リレールート ・青森県五所川原市聖火リレールート ・青森県東津軽郡今別町聖火リレールート ・青森県青森市聖火リレールート
6月11日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県むつ市聖火リレールート ・青森県十和田市聖火リレールート ※稲生町等 ・青森県三沢市聖火リレールート ・青森県上北郡おいらせ町聖火リレールート ・青森県三戸郡階上町聖火リレールート ・青森県十和田市聖火リレールート ※追良瀬十和田湖休屋 ・青森県八戸市聖火リレールート

□問合せ先 鮎ヶ沢警察署 TEL 0173-72-2007

道路上にはみ出した草木等の適正な管理について（お願い）
<道路上にはみ出した草木の剪定にご協力ください>

道路に隣接する私有地の敷地から、道路上に草木がはみ出していることがあります。

生垣や庭木などの緑は、生活に潤いと癒しを与えてくれるものですが、道路上にはみ出してしまった草木は、道路を狭く感じさせ通行の妨げになります。また、折れた木や倒木、落葉などによって歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れもあります。

このような「私有地」から道路上にはみ出している草木等は、土地の所有者の方に所有権があるため、緊急時を除き、町では伐採や枝払い等はできません。

私有地から道路上にはみ出した草木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者の方が責任を問われることがあります。

歩行者及び自動車等の安全確保と道路の快適な利用のため、適正な管理をお願いします。



次のような状況が見られる土地の所有者は、木・竹・草の伐採、または、枝払いをお願いします。伐採等の作業は安全面に十分配慮して行ってください。

- 道路、歩道へ樹木がはみ出している。
- 枯れ木・竹・草、折れ枝等による通行へ支障がある、または、その恐れがある。
- 木・竹・草の繁茂により通行へ支障がある、または、その恐れがある。

□問合せ先 建設課 TEL 74-4413